

「第3次各務原市人権施策推進指針(案)」へのご意見と市の考え方

「市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、人間としての尊厳をもって暮らすことができる共生のまちづくり」を基本理念として、さらなる総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発を行うため、「第3次各務原市人権施策推進指針(案)」を公表し、皆さまからのご意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

その結果、1名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は次のとおりです。

◆実施期間

令和4年1月5日(水曜日)～令和4年1月25日(火曜日)

◆意見の提出状況

提出者数 1名 14件

ご意見1

対象箇所	目次
ご意見	
目次の「分野別施策の方向」の表記と各項目との統一をお願い致します。 「性的指向・性自認を理由に差別される人の人権」と「性的指向、性自認・・・」	
各務原市の考え	
目次を「性的指向、性自認を理由に差別される人の人権」と修正いたします。	

ご意見 2

対象箇所	分野別施策の方向
ご意見	
<p>P4の「指針改訂の趣旨」にも記載されているように、時代によって色々な人権侵害が増えてきます。「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別」「新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害」など新しいものも増えていきます。全体として見た場合、今回指針では、「分野別政策の方向」で16項目が記載されています。このままでは、どんどん増えるばかりになります。減らすことも考える必要があると思います。削るのではなく、まとめるという形で、「同和問題」、「アイヌの人々の人権」、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権」、「人身取引の被害者の人権」など、各務原市民に縁の薄い分野は、一つに、まとめることができないでしょうか。</p>	
各務原市の考え	
<p>分野別施策の方向の16項目については、法務省が定める啓発活動強調事項に基づき定めており、全国的な取り組みと連携しながら推進できるようにしております。また、第2次各務原市人権施策推進指針における施策の方向性に継続性を持ちながら推進できるような項目の継承を考慮し、大幅な増減はしないよう整理しておりますので、原案のとおりといたします。</p>	

ご意見 3

対象箇所	分野別施策の方向
ご意見	
<p>今回(案)で触れられていない人の人権について、2点提案します。「刑を終えて出所した人の人権」と「犯罪被害者等の人権」があるのに対し、不足しているのが「加害者の家族の人権」があると思います。先日の東大正門での高校生加害者の家族や、いじめによる自殺者の加害者家族、特に弟や妹の人権についてご検討をお願いします。</p>	
各務原市の考え	
<p>本指針は、法務省が定める啓発活動強調事項に基づき、分野別施策の方向を定めております。ご提案いただいた人権のほか、今後も社会経済情勢の変化に伴い、人々の意識も変化し、新たな人権問題の発生が考えられますが、本指針の分野別施策の方向として示されていない場合でも、第2章に示す「人権教育・啓発の推進方向」に基づき、適切に推進していくこととなりますので、原案のとおりといたします。</p>	

ご意見 4

対象箇所	分野別施策の方向
ご意見	
<p>もう一点は、「自殺者の家族の人権」です、ご検討をお願いします。</p>	
各務原市の考え	
<p>本指針は、法務省が定める啓発活動強調事項に基づき、分野別施策の方向を定めております。ご提案いただいた人権のほか、今後も社会経済情勢の変化に伴い、人々の意識も変化し、新たな人権問題の発生が考えられますが、本指針の分野別施策の方向として示されていない場合でも、第2章に示す「人権教育・啓発の推進方向」に基づき、適切に推進していくこととなりますので、原案のとおりといたします。</p>	

ご意見 5

対象箇所	20 頁 (1)女性の人権 ③ともに生きる社会環境整備
ご意見	
<p>「女性の人権」においては、P20「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及」という項目が出てきます。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉そのものが、まだ世間の共通認識にはなっていないのではないのでしょうか。「妊娠・出産に関する女性の権利」というような具体的な記載が必要だと考えます。</p>	
各務原市の考え	
<p>ご意見を踏まえ、20 頁の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の後ろに、「性と生殖に関する健康と権利」を追記、98 頁の用語解説を「性と生殖に関する健康と権利のことです。女性のライフステージを通して、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的・精神的・社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、自分の身体に関する全てのことは、当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のことをいいます。」と修正いたします。</p>	

ご意見 6

対象箇所	21 頁 (2)子どもの人権
ご意見	
<p>「子どもの人権」の項目で、今回(案)では触れられてなかったことが二つあると思います。一つ目は「しつけと体罰」についてです。2019 年 6 月の法改正で体罰は禁止されています。今回(案)で触れられていない理由は解りませんが、次回改訂時には、明記することを提案します。</p>	
各務原市の考え	
<p>ご意見を踏まえ、21 頁の【現状と課題】1～2 行目の「保護者による子どもへの虐待の深刻化」を「子どもへの虐待や体罰」と修正、24 頁の「②児童虐待防止への取り組み」を「②児童虐待等への取り組み」と修正、1 項目目の「児童虐待防止についての知識の普及」を「児童虐待や体罰についての認識の促進」と修正、2 項目目の「児童虐待」の後ろに「や体罰」を追記いたします。</p>	

ご意見 7

対象箇所	21 頁 (2)子どもの人権
ご意見	
<p>二つ目は「ヤングケアラー」についてです。「ヤングケアラー」についても、触れられていない理由は解りませんが、次回改訂時には、明記することを提案します。</p>	
各務原市の考え	
<p>ご意見を踏まえ、21 頁の【現状と課題】2 行目に「ヤングケアラー」を追記、24 頁の「②児童虐待等への取り組み」に「ヤングケアラーの早期発見、適切な支援につなげられるよう、支援体制の強化を図ります。」を追記、98 頁の用語解説に「法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされています。」を追記いたします。</p>	

ご意見 8

対象箇所	23 頁 (2)子どもの人権 ①子どもの人権を尊重する意識啓発
ご意見	
<p>私は現在最優先で考えなければならない人権は、女性、子ども、障がいのある人の人権だと考えています。その中で、「女性の人権」については「第 4 次かかみがはら男女共同参画プラン」において、「障がいのある人の人権」については、「各務原市第 5 次障がい者計画」において、具体的な計画があると認識しています。残念ながら「子どもの人権」に対しては具体的な計画はないと認識しています。岐阜市や先日の笠松町では「子どもの権利に関する条例」が制定されています。各務原市でも子どもの権利に関する条例の制定が必要だと考えています。P23 の①子どもの人権を尊重する意識啓発に、例えば「子どもの権利に関する条例『かかみがはら子どもの権利プラン』の策定に向けた取り組みを推進します」等、具体的なプランの追加のご検討をお願い致します。</p>	
各務原市の考え	
<p>子どもの人権に関する具体的な施策は、本指針や「各務原市子どものみらい応援プラン〈第 2 期各務原市子ども・子育て支援事業計画〉」、「各務原市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」等をもとに取り組んでおります。本指針は、人権に関する基本理念や各分野の基本的な施策の方向性を示すものであります。条例等の制定については、子どもの人権に関する各種施策を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら検討するものと考えており、原案のとおりいたします。</p>	

ご意見 9

対象箇所	33 頁 (4)障がいのある人の人権 【現状と課題】
ご意見	
<p>気が付いた、誤字脱字が、P33 下から 5 行目、「各務原市第 5 次障がい者計画を策定し、で計画の後ろに」がありません。</p>	
各務原市の考え	
<p>33 頁の各務原市第 5 次障がい者計画の後ろに、“”を追記いたします。</p>	

ご意見 10

対象箇所	36 頁 (4)障がいのある人の人権 ①理解と交流の促進
ご意見	
<p>「子どもの人権」については P21 で記載されているように、国連で採択された「児童の権利に関する条約」から抜粋されている「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」としての位置づけ、これが大切だと認識しています。その視点から、訂正をお願いしたいのは P36 の「(障がいのある人の)理解と交流の促進」の三項目、「児童生徒の福祉の心を育てるとともに」です。「育てる」というのは大人が子どもに何かをさせると捉えます。子どもが「自ら権利を行使する主体者」ではない表現です。私の提案としては、「児童生徒の福祉の心が育つよう」への訂正をお願い致します。</p>	
各務原市の考え	
<p>ご意見を踏まえ、36 頁の「①理解と交流の促進」の 3 項目目を、「児童生徒の福祉の心が育つよう、幼少の頃から障がいのある人との交流の機会を設けるとともに、児童生徒を通して、家庭や地域への障がいのある人に対する正しい理解の浸透を促進します。」と修正いたします。</p>	

ご意見 11

対象箇所	36 頁 (4)障がいのある人の人権 ②雇用・就労の支援
ご意見	
<p>先日の中日新聞で「障がいのある人」の中でも差別があることが明らかになりました(精神障がい者だけ、公共交通機関の運賃割引がない)。P36 の「②雇用・就労の支援」の中で「交通費の一部を助成する」という表現があります。これが中日新聞で報道された「精神障がい者」の方にも対応していることの明記をお願いします。</p>	
各務原市の考え	
<p>精神障がいのある人も含めて、障がいのある人と記載しておりますので、原案のとおりいたします。</p>	

ご意見 12

対象箇所	38 頁 (4)障がいのある人の人権 ⑥特別支援教育の充実
ご意見	
<p>「障がいのある人の人権」について気になったのは、特別支援教育の充実です。現在、各務原市では小中高一貫の特別支援学校を整備する計画がすすめられています。一方、各務原市では以前から、インクルーシブ教育を推進してきました。P38 の⑥特別支援教育の充実として、「インクルーシブ教育システムの実現に努めます。」と記載し、その下段では「特別支援学校を整備し」と、私たちには相反する教育を同時に進めようとしていると誤解します。この点の明記が必要だと提案します。例えば、「保護者と子ども本人が望む」といった「市民がどちらでも選択できる」表現の追記を提案します。</p>	
各務原市の考え	
<p>ご意見を踏まえ、34 頁の(4)障がいのある人の人権の【現状と課題】17～19 行目を、「さらに、児童・生徒及び保護者の意向や一人ひとりの教育的ニーズ、必要な支援の内容を踏まえて学習機会を提供したり、適切に指導・支援したりするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要です。」と修正し、【施策の方向】につながる市の考えを整理して示させていただきます。</p>	

ご意見 13

対象箇所	68 頁 (13)性的指向、性自認を理由に差別される人の人権 【施策の方向】
ご意見	
<p>今回(案)の分野別施策の中で大きく不足を感じたのは、「性的指向、性自認を理由に差別される人の人権」です。P66 の4「現状と課題」の中では「パートナーシップ証明書」について記載し、「他の自治体でもさらなるLGBT 支援策の推進が求められています」と記載しながら、各務原市の対応については何の記載もありません。P68「①政策の方向」の中で、「同性カップルの支援」や「パートナーシップ証明書」など、具体的な文言の記載を提案します。</p>	
各務原市の考え	
<p>本指針は、人権に関する基本理念や各分野の基本的な施策の方向性を示すものであります。具体的な施策の内容については、本指針に基づき、国や県の動向、市民意識などを踏まえて考慮した上で個別に検討するものとしておりますので、原案のとおりいたします。</p>	

ご意見 14

対象箇所	68 頁 (13)性的指向、性自認を理由に差別される人の人権 【施策の方向】
ご意見	
さらに、小中学校の制服や学校トイレや更衣室の見直しについて、男女で決められた制服ではなく、男女だけでなく多様性を認める私服での通学も可能とする「制服の標準服化」や現状、男女別のみの「トイレや更衣室の改修等」についても、何らかの対策についての記載を提案します。	
各務原市の考え	
本指針は、人権に関する基本理念や各分野の基本的な施策の方向性を示すものであり、原案のとおりいたします。なお、ご意見いただいた施策を含む個別の案件については、その都度、事案ごとに検討し、丁寧な対応に努めてまいります。	